

健保使用欄	常務	部長	課長	係長	係

# 健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

被保険者（申出者）記入用



- 任意継続制度に加入するためには、継続して2か月被保険者期間が必要です。
- この申出書は資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当組合へ提出（必着）してください。  
なお、20日目が土・日・祝日の場合は、翌営業日が提出期限となります。

令和 年 月 日 提出

健保使用欄 (記入不要)	記号 8000	番号	取得年月日	令和 年 月 日	標準報酬月額 千円
			喪失予定日 年 月 日	令和 年 月 日	
被保険者情報	氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 <input type="checkbox"/> 令 年 月 日	
	居所住所	(〒 - )			
	住民票住所				
	電話番号	( ) (日中の連絡先をご記入ください)			
被扶養者の申請	<input type="checkbox"/> 有り → 有りの場合、被扶養者(異動)届、扶養申立書(任意継続被保険者用)及び証明書類等の提出が必要となります <input type="checkbox"/> 無し				

資格喪失時の情報	旧被保険者証の記号番号	資格取得年月日	資格喪失年月日(退職日の翌日)
	—	<input type="checkbox"/> 昭 <input type="checkbox"/> 平 <input type="checkbox"/> 令 年 月 日	令和 年 月 日
	事業所の名称	事業所の所在地 (〒 - )	

保険料の納付方法	保険料の納付方法について、希望する番号に✓をご記入ください	
	<input type="checkbox"/> 1. 毎月(単月毎)納付 <input type="checkbox"/> 2. 半期前納 「取得した月の翌月分から9月分、または同年度3月分」までとなります <input type="checkbox"/> 3. 通年前納 「取得した月の翌月分から同年度3月分」までとなります ※ 前納制度利用の場合の割引率は、前納期間の各月の保険料額を年四分の利率による複利現価法で計算します。 (1か月あたり数円～数百円の割引が適用されます) また、納付期限は、取得した月の末日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。 なお、取得月の翌月に手続きを行った場合など、前納制度をご利用できかねます。	
資格確認書 発行要否	令和6年12月2日以降は、原則、保険証に代えてマイナ保険証をご使用いただくこととなりますが、マイナ保険証をお持ちでないなど資格確認書の交付を必要とする場合は、□に✓及び交付が必要な理由をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 交付必要理由( )	

必ず裏面の任意継続資格取得にあたっての注意事項をご確認のうえ、ご提出ください

また、任意継続制度の加入手続きに関する詳細及びご不明な点は、組合までお問い合わせください

受付日付印

【照会及び提出先】

千葉県医業健康保険組合 管理課 TEL043-215-8205  
〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-10-4

# 任意継続資格取得にあたっての注意事項

## 1. 加入の条件

- ・退職日まで継続して2か月以上の被保険者期間があること
  - ・資格喪失日から20日以内に健康保険組合へ加入手続きを済ませる(資格取得申出書が到着)こと
- ※健保組合が指定する第1回目の期日までに保険料が納付されない場合は、申し込みがなかったものとされます。

## 2. 提出の際の注意

任意継続資格取得申出書を当組合へ提出されても、資格喪失日以降に事業所から資格喪失届が当組合にて受理されないと、任意継続の処理を行うことができず、お手元に書類等が届くのが遅れてしまう場合がありますことを予めご承知おきください。

## 3. マイナ保険証について

令和6年12月2日以降は原則、保険証に代えてマイナ保険証をご使用いただくことになります。マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要がありますので、速やかな利用登録をお願いいたします。

【保険証利用登録は、以下の場所で行えます】

- マイナポータル…スマホで右のQRコードの専用サイトから画面の指示に従って登録
- セブン銀行ATM
- 医療機関窓口のカードリーダー
- 市区町村の窓口



※マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。申請には、自治体から送付された「交付申請書」が必要となります。

## 4. 資格確認書の交付について

以下の(1)～(7)の理由に該当する場合は、保険証に代えて「資格確認書」を交付いたします。交付が必要な場合は、資格取得申出書の「資格確認証書発行要否」欄をご記入ください。

- (1)マイナンバーカードを紛失したため
- (2)マイナンバーカードの更新手続き中のため
- (3)マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- (4)マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- (5)マイナンバーカードを作っていないため
- (6)マイナンバーカードを返納したため
- (7)マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため